

(証券コード 2459)

2020年8月6日

株 主 各 位

東京都文京区後楽一丁目1番7号

アウンコンサルティング株式会社

代表取締役社長CEO 信 太 明

第22期定時株主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述の案内に従って2020年8月24日（月曜日）午後6時まで議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年8月25日（火曜日） 午後3時00分
（受付開始は午後2時30分より）
2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台三丁目11番1号
三井住友海上駿河台新館
TKPガーデンシティ御茶ノ水「カンファレンスルーム3F」
3. 目的事項
【報告事項】
 1. 第22期（2019年6月1日から2020年5月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第22期（2019年6月1日から2020年5月31日まで）
計算書類の内容報告の件**【決議事項】**
 - 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
 - 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

【新型コロナウイルス感染拡大防止対応へのご協力お願い】

株主の皆様におかれましては、書面（議決権行使書用紙）またはインターネットにより議決権を行使されたうえ、会場へのご来場はお控えいただくことをご推奨いたします。何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト（<https://www.auncon.co.jp/>）にてお知らせいたします。

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年8月24日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、後記（3頁から4頁までの【インターネットによる議決権行使のご案内】）をご高覧のうえ、2020年8月24日（月曜日）午後6時までにご行使ください。

(3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

5. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「財産及び損益の状況の推移」及び「主要な事業内容」、「企業集団の主要な拠点」、「従業員の状況」、「主要な借入先」、「株式及び新株予約権等に関する事項」、「責任限定契約の内容の概要」、「社外役員の報酬等の総額」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」、「剰余金の配当等の決定に関する方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.auncon.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

以 上

-
- (注) 1. 本総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、こちらの「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、本総会の前日までに修正をすべき事項が生じた場合には、書面による郵送またはインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.auncon.co.jp/>) において、掲載することによりお知らせいたします。
3. 株主総会決議通知の発送は取り止め、本総会の結果は上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます予定です。
4. 定時株主総会終了後、引き続き、事業説明会を開催させていただきます予定です。
5. 当日は、軽装「クールビズ」にて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより本総会の議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】 <https://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード[®]」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。
なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2020年8月24日（月曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- (1) 画面の解像度が 横800×縦600ドット (SVGA) 以上であること。
- (2) ウェブブラウザ及び、PDFビューアがインストールされていること。
(以下の組み合わせで動作確認をしています)

OS	ウェブブラウザ	PDFビューア
Microsoft Windows 7	Internet Explorer 11(32bit版)	Adobe Reader XI
Microsoft Windows 8.1	Internet Explorer 11(32bit版)	Adobe Reader XI
Microsoft Windows 10	Internet Explorer 11(32bit版)	Adobe Acrobat Reader DC

※Microsoft Windows及び、Internet Explorerは、米国Microsoft Corporationの米国及び、その他の国における登録商標または商標です。

※Adobe、Acrobat及びReaderは、Adobe Systems Incorporated (アドビシステムズ社) の米国及び、その他の国における登録商標または商標です。

- (3) ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除 (または一時解除) するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。
- (4) 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

1. 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

2. 其他のご照会は、以下の問い合わせ先にお問い合わせいたします。

- (1) 証券会社に口座をお持ちの株主様

お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

- (2) 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

事業報告

(2019年6月1日から2020年5月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

(1) 事業の状況

当連結会計年度(2019年6月1日～2020年5月31日)におけるわが国経済は、企業収益の改善を背景に、緩やかな回復基調で推移していたものの、消費税の増税に伴う個人消費の落ち込みなどにより、景気後退感が強まりました。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、あらゆる経済活動が抑制され、急速に減速いたしました。現在も世界的な感染拡大の終息の見通しが明確にたえないことから、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの主たる事業領域である国内インターネット広告市場につきましては、堅調な伸びが続いており、2019年のインターネット広告費は2兆1,048億円(前年対比19.7%増)となり、テレビメディアの1兆8,612億円を上回りました(株式会社電通「2019年日本の広告費」)。

また、インバウンド市場においては、日韓関係の悪化を受け、韓国からの訪日客数が大幅に減少したものの、ラグビーワールドカップ2019日本大会開催による欧米豪等からの訪日客が増加したことに加え、東南アジアからの訪日客は好調を維持したことで、2019年の訪日外国人旅行者数は、前年対比2.2%増の3,188万人となりました(日本政府観光局(JNTO)「訪日外客数」)。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響で訪日外国人の旅行キャンセルが相次いだことにより、2020年1月から5月までの訪日外国人旅行者数は、前年対比71.3%減の394万4千人となりました(日本政府観光局(JNTO)「訪日外客数」)。世界的な大流行の懸念に起因する経済活動の萎縮ムードにより、インバウンド業界だけではなく、世界的な経済リスクの懸念が生じております。

このような状況の中、当社グループは収益力の安定と拡大を最優先課題とし、「マーケティング事業における多言語・海外向けサービスの収益拡大」、「新たなビジネスモデルの創出」、そして、「人材採用・育成・組織体制の強化」に注力し、当社が持つ多言語マーケティングのノウハウと、海外法人とのネットワークを活用した付加価値の高いサービスを提供することで、幅広い需要を取り込むべく事業を推進してまいりました。

また、保有する投資有価証券について、簿価に比べて実質価値が著しく下落しているものについて評価した結果、減損処理による投資有価証券評価損を特別損失として計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,927,915千円(前年同期比2.6%増)、営業損失は10,912千円(前年同期は営業利益343千円)、経常損失は7,705千円(前年同期は経常利益25,820千円)、特別損益の部におきましては、特別損失として事務所移転費用及び、減損損失など36,589千円を計上しましたので、親会社株主に帰属する当期純損失48,075千円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純利益22,523千円)となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

① マーケティング事業

マーケティング事業は、SEO（検索エンジン最適化）、PPC（検索連動型広告）、ソーシャルメディア、スマートフォン広告などの企業のマーケティング活動を支援する各種サービスを日本語及び、多言語で国内外の企業に提供しております。

アジア圏における旺盛な日本旅行需要を背景に、成長分野である多言語（日本語以外の言語）プロモーション領域において、官公庁・自治体関連の入札案件への参加及び、セールスプロモーションの強化など、新規営業に注力してまいりました。

また、当社及び海外法人の経営資源（人・情報）を連携し、相互に有効活用したことで、付加価値の高いサービスを提供することができ、幅広い需要を取り込むことができました。

当連結会計年度においては、例年以上にクライアントの決算月である3月に売上利益が集中したため、第4四半期に売上利益が増加したものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一部、インバウンド関連の広告出稿停止が発生しました。

以上の結果、当事業における売上高は1,909,825千円（前年同期比7.5%増）、セグメント利益は197,429千円（前年同期比24.5%増）となりました。

② アセット事業

アセット事業は、当社グループの海外進出の経験により蓄積した知見を活かし、企業用のオフィスや海外出向者向けのコンドミニアムなどインフラ提供や海外不動産の販売及び仲介を行っております。

前連結会計年度においては、フィリピンの連結子会社が保有する販売用不動産の売却及び、顧客保有物件の転売が売上拡大に寄与しました。当連結会計年度においては、フィリピン国内の物件価格が値上がり基調であり、また、フィリピンペソが円高で推移していたため、物件の販売や転売にとって難しい状況下でのセールス活動が続き、その結果、前年対比で売上及び、利益はマイナスで推移しました。

以上の結果、当事業における売上高は18,089千円（前年同期比82.5%減）、セグメント損失は35,731千円（前年同期はセグメント利益7,226千円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は5,308千円となりました。その主なものは、国内におけるソフトウェア開発費及び設計費によるものであります。

(3) 資金調達の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき重要な事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

① 株式の取得または処分の状況

記載すべき重要な事項はありません。

② 新株予約権の取得または処分の状況

記載すべき重要な事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の会社の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき重要な事項はありません。

2. 対処すべき課題

今後の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症との戦いのなかで、当面は先行きが見通しにくい事業環境が継続するものと見込まれます。また、グローバル化の進展により、世界経済の変動の影響をより大きく受けるようになってきたことから、事業環境のリスク等も想定し、ブラック・スワンが起きた場合であっても、継続的に成長できる事業を創出することが重要であると考えております。そのような環境の中、今後、当社グループが対処すべき課題としては、以下の3点が挙げられます。

(1) 多言語・海外向けサービス需要の取り込み強化

国際的な人の往来が大幅に減少する状況においても、多言語・海外向けサービスの需要を着実に取り込んでいくことが重要であると考えております。国内においては、訪日外国人が減少している状況において、越境ECなど多言語ニーズの高い領域に注力し支援の強化を行ってまいります。海外拠点においては、今後の経済発展が見込め、また当社グループの強みが活かせる拠点にリソースの集中を行い、当該地域内でのプロモーション支援を行ってまいります。

(2) イノベーションによる新たなビジネスモデルの創出

グローバルレベルでの競争激化等、事業環境の変化が激しい中、当社グループが今後も継続して成長するためには、既存事業の成長だけではなく、独創的な考え方で挑戦し続け、イノベーションを起こしていくことが重要であると考えております。

これまで蓄積してきた多言語によるグローバルコンサルティング事業を行う企業としてのノウハウ等、経営資源を活かした新たなビジネスモデルの創出により、収益源の多様化を進めてまいります。

(3) 先進的な働き方の実現による生産性向上

新型コロナウイルス感染症は、私たちの働き方に急激な変化をもたらしました。当社グループでは、新型コロナウイルス感染症拡大以前からリモートワークを導入していましたが、長期間、全社員がオフィスに出社しない働き方の拡大は最も大きな変化の一つといえます。

今後、オフィスの定義は、「作業の場」から「議論の場」へ進化していくものと考えており、当社グループにおいて、緊急事態宣言の解除後も、引き続き、リモートワークをメインとした新しい働き方を継続して実施していくこととなりました。オフィスを「議論の場」へ進化させ、リアルでの対面の時間を創造的な議論に集中して活用していくことで、これまで以上に成果を挙げていくよう努めてまいります。

また、リモートワークをはじめ、デジタル技術の積極的活用やそれら運用体制の整備を行い、実効性の高い施策を実施することで、生産性向上による収益拡大を目指してまいります。

先進的な働き方の実現により、引き続き、言語・国籍に関わらず、当社グループの企業理念を理解し、主体的に課題解決を行うことのできる優秀な人材の採用及び、教育により組織力を強化することで、当社グループの競争力を一層強化してまいります。

3. 重要な親会社及び子会社の状況（2020年5月31日現在）

(1) 親会社との関係

記載すべき重要な事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
AUN Thai Laboratories Co., Ltd.	16,000千バーツ	99.98%	SEM関連商品の販売、PPCの運用に係るキーワード選定や入札管理、定型レポートの作成等プランナー業務、Web制作業務
台湾亞文營銷事業股份有限公司	13,800千台湾ドル	100.00%	SEM関連商品の販売
亞文香港營銷事業股份有限公司	4,500千香港ドル	100.00%	SEM関連商品の販売
AUN Global Marketing Pte. Ltd.	820千シンガポールドル	100.00%	SEM関連商品の販売
AUN PHILIPPINES INC.	20,000千フィリピンペソ	99.99%	現地におけるオフィス・コンドミニアム等の販売・賃貸・転貸・仲介業務及び、物件管理業務
AUN Vietnam Co., Ltd.	900千米ドル	100.00%	SEM関連商品の販売

4. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2020年7月9日開催の取締役会において、今後の経済発展が見込め、また当社グループの強みが活かせる拠点にリソースの集中を行うため、当社の連結子会社であります台湾亞文營銷事業股份有限公司及び、亞文香港營銷事業股份有限公司を解散及び清算することを決議いたしました。

II. 会社役員に関する事項

1. 会社役員 の 状況

(2020年5月31日現在)

氏 名	地 位	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
信 太 明	代表取締役社長CEO	アセット事業・新規事業担当	AUN Thai Laboratories Co., Ltd. 代表取締役 台湾亞文營銷事業股份有限公司 代表取締役 亞文香港營銷事業股份有限公司 代表取締役 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 代表取締役 AUN PHILIPPINES INC. 代表取締役
坂 田 崇 典	代表取締役副社長	海外マーケティング事業担当	AUN Thai Laboratories Co.,Ltd. 取締役 台湾亞文營銷事業股份有限公司 監査役 亞文香港營銷事業股份有限公司 取締役 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役 AUN PHILIPPINES INC. 取締役 AUN Vietnam Co.,Ltd. 監査役
菊 池 明	取締役副社長	国内マーケティング事業担当	AUN Thai Laboratories Co.,Ltd. 取締役 台湾亞文營銷事業股份有限公司 取締役 亞文香港營銷事業股份有限公司 取締役 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役 AUN PHILIPPINES INC. 取締役 AUN Vietnam Co.,Ltd. 代表取締役
藤 原 徹 一	取 締 役		藤原投資顧問株式会社 代表取締役 台湾亞文營銷事業股份有限公司 取締役 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役
加 藤 征 一	取 締 役 (監 査 等 委 員)		加藤公認会計士事務所 代表
松 村 卓 朗	取 締 役 (監 査 等 委 員)		株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング 代表取締役
田 中 克 洋	取 締 役 (監 査 等 委 員)		飯沼総合法律事務所 弁護士

- (注) 1. 藤原徹一氏、加藤征一氏、松村卓朗氏、田中克洋氏は社外取締役であります。
2. 当社は、当社グループにおける [業務の適正を確保するための体制] に則り、内部監査室より情報共有及び報告を行っておりますとともに、監査等委員からの質問には速やかに回答する体制により、監査等委員会の監査が実質的に行われていることを確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 当社は藤原徹一氏、田中克洋氏が東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。
4. 監査等委員加藤征一氏は公認会計士及び税理士としての資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査等委員田中克洋氏は弁護士資格を有し、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、社外取締役との間で、責任限定契約を締結しております。責任限定契約の内容の概要については、「法令及び定款に基づくインターネット開示事項」をご参照ください。
7. 金城正宏氏は、2019年8月27日開催の第21期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役（監査等委員）を退任いたしました。

8. 2020年6月1日付で次のとおり、地位、担当及び重要な兼職の状況の変更がありました。

氏 名	地 位	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
信 太 明	代表取締役社長CEO	アセット事業担当	AUN Thai Laboratories Co., Ltd. 代表取締役 台湾亞文營銷事業股份有限公司 代表取締役 亞文香港營銷事業股份有限公司 代表取締役 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 代表取締役 AUN PHILIPPINES INC. 代表取締役
坂 田 崇 典	代表取締役副社長	経営企画担当	AUN Thai Laboratories Co.,Ltd. 取締役 台湾亞文營銷事業股份有限公司 監査役 亞文香港營銷事業股份有限公司 取締役 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役 AUN PHILIPPINES INC. 取締役 AUN Vietnam Co.,Ltd. 監査役
菊 池 明	取締役副社長	マーケティング事業担当	AUN Thai Laboratories Co.,Ltd. 取締役 台湾亞文營銷事業股份有限公司 取締役 亞文香港營銷事業股份有限公司 取締役 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役 AUN PHILIPPINES INC. 取締役 AUN Vietnam Co.,Ltd. 代表取締役

2. 会社役員に対する報酬等

区 分	人 数	支 給 額	摘 要
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 （1名）	58,079千円 （2,400千円）	
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 （4名）	6,750千円 （6,750千円）	
合 計 （うち社外取締役）	8名 （5名）	64,829千円 （9,150千円）	

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年8月25日開催の第17期定時株主総会において、年額1億6,800万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議されております。
2. 監査等委員の報酬限度額は、2015年8月25日開催の第17期定時株主総会において年額3,600万円以内と決議されております。
3. 上記の取締役（監査等委員）の人数及び支給額には、2019年8月27日開催の第21期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）1名の当事業年度における報酬額を含んでおります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職の状況ならびに当該兼職先との関係

取締役藤原徹一氏は藤原投資顧問株式会社の代表取締役であり、同社と当社とは、海外における事業戦略、新規事業、商品開発に関する助言・提案等を目的としたアドバイザー契約の実績がありますが、当事業年度における取引はありません。また、台湾亞文營銷事業股份有限公司及びAUN Global Marketing Pte.Ltd.の取締役を兼職しております。なお、台湾亞文營銷事業股份有限公司及びAUN Global Marketing Pte.Ltd.は当社の連結子会社であります。

取締役（監査等委員）加藤征一氏は加藤公認会計士事務所の代表であります。加藤公認会計士事務所と当社の間には取引関係はありません。

取締役（監査等委員）松村卓朗氏は株式会社ピープルフォークス・コンサルティングの代表取締役であり、同社と当社とは当社役員及び社員に対する研修、教育における取引の実績がありますが、当事業年度における取引はありません。

取締役（監査等委員）田中克洋氏は飯沼総合法律事務所に所属する弁護士であります。飯沼総合法律事務所と当社の間では法律顧問契約を締結しておりますが、顧問料の額は僅少であり独立性に影響を与えるものではございません。

(2) 主な活動状況

氏名	主な活動状況
藤原 徹一	当事業年度に開催された取締役会13回中全てに出席しております。海外動向や金融マーケティングに関する専門的な知見を有し、主に海外への事業戦略や投資に関して、グローバル経営の視点から海外子会社の社員教育まで幅広く指摘、発言を行っております。
加藤 征一	当事業年度に開催された取締役会13回中全てに出席しております。公認会計士及び税理士である専門的見地から、主に経理、財務、税務に関して、質問、指摘、発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査等委員会12回中全てに出席し、主に経理部門及び会計監査の状況について意見を述べております。
松村 卓朗	当事業年度に開催された取締役会13回中12回に出席しております。経営コンサルタントである専門的見地から主に組織体制、人事・教育制度に関して、質問、指摘、発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査等委員会12回中11回に出席し、主に人事部門及び業務監査の状況について意見を述べております。
田中 克洋	2019年8月27日の取締役（監査等委員）選任後に開催された取締役会11回中全てに出席しております。弁護士である専門的見地から主に企業コンプライアンスに関して、質問、指摘、発言を行っております。また、2019年8月27日の取締役（監査等委員）選任後に開催された監査等委員会10回中全てに出席し、主に企業法務部門の状況について意見を述べております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

連結貸借対照表

(2020年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	807,873	流 動 負 債	276,226
現金及び預金	523,130	買掛金	131,327
受取手形及び売掛金	162,387	1年内返済予定の長期借入金	47,719
販売用不動産	41,931	未払費用	29,475
仕掛品	1,763	未払法人税等	4,887
その他	85,527	前受金	18,779
貸倒引当金	△6,867	賞与引当金	3,159
		その他	40,876
固 定 資 産	282,866	固 定 負 債	110,407
有 形 固 定 資 産	71,479	長期借入金	74,133
建物	6,404	繰延税金負債	47
工具、器具及び備品	3,016	その他	36,227
建設仮勘定	62,058		
無 形 固 定 資 産	6,850	負 債 合 計	386,634
ソフトウェア	1,800	純 資 産 の 部	
ソフトウェア仮勘定	5,050	株 主 資 本	710,533
投 資 其 他 の 資 産	204,536	資本金	341,136
投資有価証券	150,696	資本剰余金	471,876
敷金及び保証金	19,384	利益剰余金	△102,478
その他	34,456	其 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△6,427
		その他有価証券評価差額金	107
資 産 合 計	1,090,739	為替換算調整勘定	△6,534
		非 支 配 株 主 持 分	0
		純 資 産 合 計	704,105
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,090,739

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(2019年6月1日から2020年5月31日まで)

(単位：千円)

科	目	金	額
	売上高		1,927,915
	売上原価		1,381,432
	売上総利益		546,482
	販売費及び一般管理費		557,395
	営業損失		10,912
	営業外収益		
	受取利息	364	
	助成金収入	2,140	
	解約手数料等	1,177	
	為替差益	165	
	投資事業組合運用益	2,893	
	その他	1,004	7,745
	営業外費用		
	支払利息	962	
	支払補償費	630	
	貸倒引当金繰入額	298	
	システムサービス解約損	1,200	
	リース解約損	963	
	その他	483	4,538
	経常損失		7,705
特	別利益		
	固定資産売却益	1,712	1,712
特	別損失		
	事務所移転費用	13,417	
	投資有価証券評価損	16,735	
	固定資産除却損	184	
	減損損失	2,109	
	貸倒引当金繰入額	4,142	36,589
	税金等調整前当期純損失		42,582
	法人税、住民税及び事業税	5,493	
	法人税等調整額	-	5,493
	当期純損失		48,075
	非支配株主に帰属する当期純損失		0
	親会社株主に帰属する当期純損失		48,075

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(2020年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	464,377	流 動 負 債	236,957
現金及び預金	310,485	買掛金	124,238
売掛金	118,123	1年内返済予定の長期借入金	47,719
前払費用	7,253	未払金	7,510
未収入金	2,128	未払費用	27,687
立替金	4,825	未払法人税等	4,332
その他	27,237	前受金	5,759
貸倒引当金	△5,676	預り金	17,327
		その他	2,381
固 定 資 産	553,391	固 定 負 債	138,050
有形固定資産	1,507	長期借入金	74,133
建物	0	関係会社長期借入金	63,870
工具、器具及び備品	1,507	繰延税金負債	47
無形固定資産	6,850	負 債 合 計	375,008
ソフトウェア	1,800	純資産の部	
ソフトウェア仮勘定	5,050	株 主 資 本	642,652
投資その他の資産	545,033	資 本 金	341,136
投資有価証券	79,077	資 本 剰 余 金	471,876
関係会社株式	305,353	資本準備金	471,876
関係会社長期貸付金	145,449	利 益 剰 余 金	△170,359
敷金及び保証金	15,242	その他利益剰余金	△170,359
長期前払費用	186	繰越利益剰余金	△170,359
貸倒引当金	△276	評 価 ・ 換 算 差 額 等	107
		その他有価証券評価差額金	107
資 産 合 計	1,017,768	純 資 産 合 計	642,760
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,017,768

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(2019年6月1日から2020年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,683,967
売 上 原 価		1,275,374
売 上 総 利 益		408,593
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		428,671
営 業 損 失		20,078
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,436	
解 約 手 数 料 等	431	
為 替 差 益	2,123	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	2,893	
そ の 他	571	7,456
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,518	
支 払 補 償 費	630	
シ ス テ ム サ ー ビ ス 解 約 損	1,200	
リ ー ス 解 約 損	963	
そ の 他	384	4,696
経 常 損 失		17,318
特 別 損 失		
事 務 所 移 転 費 用	13,417	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	16,735	
固 定 資 産 除 却 損	184	
減 損 損 失	2,109	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	4,142	36,589
税 引 前 当 期 純 損 失		53,908
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	623	
法 人 税 等 調 整 額	-	623
当 期 純 損 失		54,532

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年7月16日

アウンコンサルティング株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 浅山英夫 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 田中章公 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アウンコンサルティング株式会社の2019年6月1日から2020年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アウンコンサルティング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年7月16日

アウンコンサルティング株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士 浅山英夫 ㊟

指定社員
業務執行社員

公認会計士 田中章公 ㊟

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アウンコンサルティング株式会社の2019年6月1日から2020年5月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年6月1日から2020年5月31日までの第22期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年7月20日

アウンコンサルティング株式会社 監査等委員会

監査等委員 加藤 征一 ㊟

監査等委員 松村 卓朗 ㊟

監査等委員 田中 克洋 ㊟

監査等委員加藤征一、松村卓朗及び田中克洋は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

【第1号議案】 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（4名）が任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数
1	しだ あきら 信 太 明 (1968年11月11日)	1992年4月 株式会社リクルート入社 1993年4月 株式会社日本ネットワーク研究所入社 1996年3月 株式会社インターナショナル・トレーディング・コーポレーション（現株式会社エービーシー・マート）入社 1998年6月 当社設立 代表取締役（代表執行役員） 2015年6月 AUN Thai Laboratories Co.,Ltd. 代表取締役（現任） 2015年6月 台湾亞文營銷事業股份有限公司 代表取締役（現任） 2015年6月 亞文香港營銷事業股份有限公司 代表取締役（現任） 2015年6月 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 代表取締役（現任） 2015年6月 AUN PHILIPPINES INC. 代表取締役（現任） 2019年6月 当社代表取締役社長CEO（現任） [重要な兼職の状況] AUN Thai Laboratories Co.,Ltd. 代表取締役 台湾亞文營銷事業股份有限公司 代表取締役 亞文香港營銷事業股份有限公司 代表取締役 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 代表取締役 AUN PHILIPPINES INC. 代表取締役	1,887,500株
	[取締役候補者とした理由] 信太明氏は、当社創業者及び当社代表取締役として、当社グループの事業に対する深い理解と高い経営能力のもと当社グループの経営を牽引しており、国内外の幅広いステークホルダーに対する高い渉外力及び発信力により当社グループの事業に貢献してきたほか、組織運営の豊富な経験等を活かし、経営を監督しております。当社グループの持続的発展のためには、同氏の事業への貢献が引き続き必要であると考え、取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数
2	き く ち あ き ら 菊 池 明 (1982年7月19日)	2005年4月 当社入社 2011年6月 AUN Thai Laboratories Co.,Ltd. 担当執行役員 2011年6月 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 担当執行役員 2012年12月 当社執行役員 2013年8月 当社取締役(執行役員) 2014年6月 AUN Thai Laboratories Co.,Ltd. 代表取締役 2014年6月 台湾亞文營銷事業股份有限公司 代表取締役 2014年6月 亞文香港營銷事業股份有限公司 代表取締役 2014年6月 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 代表取締役 2014年6月 当社取締役(常務執行役員) 2015年6月 AUN Thai Laboratories Co.,Ltd. 取締役(現任) 2015年6月 台湾亞文營銷事業股份有限公司 取締役(現任) 2015年6月 亞文香港營銷事業股份有限公司 取締役(現任) 2015年6月 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役(現任) 2015年6月 当社取締役(執行役員) 2015年6月 AUN PHILIPPINES INC. 取締役(現任) 2017年2月 当社取締役(常務執行役員) 2017年9月 AUN Vietnam Co.,Ltd. 代表取締役(現任) 2019年6月 当社取締役副社長(現任) [重要な兼職の状況] AUN Thai Laboratories Co.,Ltd. 取締役 台湾亞文營銷事業股份有限公司 取締役 亞文香港營銷事業股份有限公司 取締役 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役 AUN PHILIPPINES INC. 取締役 AUN Vietnam Co.,Ltd. 代表取締役	39,200株
[取締役候補者とした理由] 菊池明氏は、当社入社以降、大手クライアントを中心にSEMコンサルティングに従事し、国内や海外法人の売上拡大における販売戦略等、マーケティング事業の成長に重要な役割を果たしてきました。今後も当社の事業拡大と業績向上の中心的役割を担い、企業価値向上への貢献が期待できるものと考え、取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数
3	さ か た たかのり 坂 田 崇 典 (1969年9月4日)	1992年4月 凸版印刷株式会社入社 1997年10月 朝日アーサーアンダーセン株式会社（現 PwCコンサルティング合同会社） 入社 2000年8月 株式会社日経BP入社 2005年11月 当社入社 2005年12月 当社執行役員 2006年8月 当社取締役（常務執行役員） 2014年6月 AUN Thai Laboratories Co.,Ltd. 取締役（現任） 2014年6月 台湾亞文營銷事業股份有限公司 監査役（現任） 2014年6月 亞文香港營銷事業股份有限公司 取締役（現任） 2014年6月 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役（現任） 2014年6月 当社取締役（専務執行役員） 2015年6月 AUN PHILIPPINES INC. 取締役（現任） 2017年9月 AUN Vietnam Co.,Ltd. 監査役（現任） 2019年6月 当社取締役副社長 2019年8月 当社代表取締役副社長（現任） [重要な兼職の状況] AUN Thai Laboratories Co.,Ltd. 取締役 台湾亞文營銷事業股份有限公司 監査役 亞文香港營銷事業股份有限公司 取締役 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役 AUN PHILIPPINES INC. 取締役 AUN Vietnam Co.,Ltd. 監査役	87,500株
[取締役候補者とした理由] 坂田崇典氏は、長年にわたり当社管理部門を指揮してきたほか、海外法人担当として海外法人の基盤づくりに大きく貢献し、当社のグローバル化や中長期的成長への戦略の実行に重要な役割を果たしてきました。同氏は、経営管理に関する豊富な知識と経験を有しており、経営者の視点から全社的な成長と企業業績向上の実現を図ることができるものと考え、取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	ふじわら てついち 藤原 徹一 (1973年1月9日)	1995年4月 野村證券株式会社入社 2000年6月 Nomura Singapore Ltd配属 2004年6月 Merrill Lynch International Bank Ltd 入社 2007年7月 藤原投資顧問株式会社設立 代表取締役 (現任) 2009年8月 当社社外取締役 (現任) 2010年11月 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役(現任) 2012年2月 台湾亞文營銷事業股份有限公司 取締役 (現任) [重要な兼職の状況] 藤原投資顧問株式会社 代表取締役 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役 台湾亞文營銷事業股份有限公司 取締役	78,400株
[社外取締役候補者とした理由] 藤原徹一氏は、経営者としての経験を積まれており、また、海外動向や金融マーケティングに関して専門的な知見を有することから経営に対する適切な助言をいただくことにより、当社の経営体制が強化できるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって11年となります。			

- (注)1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 藤原徹一氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、選任された場合は引き続き独立役員となる予定であります。
3. 社外取締役候補者の社外取締役としての独立性及び責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者の社外取締役としての独立性について
- ① 藤原徹一氏が代表取締役を務める藤原投資顧問株式会社と当社との間には、2007年10月1日から2009年5月31日の間に、海外における事業戦略、新規事業、商品開発に関する助言・提案等を目的としたアドバイザー契約がありました。
 - ② 藤原徹一氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。なお、同氏は当社の連結子会社である台湾亞文營銷事業股份有限公司及びAUN Global Marketing Pte.Ltd.の役員(取締役)を兼職しております。
 - ③ 藤原徹一氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 - ④ 藤原徹一氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 - ⑤ 藤原徹一氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
 - ⑥ その他、藤原徹一氏は当社の独立性判断基準(28頁)を満たしております。
- (2) 社外取締役との責任限定契約について
- 当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、非業務執行取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、社外取締役候補者藤原徹一氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。本総会において同氏が再任された場合は、本契約は継続となります。その契約の概要は次のとおりであります。
- ・ 非業務執行取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・ 上記の責任限定が認められるのは、非業務執行取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 現在当社の取締役である各候補者の当社における担当は、事業報告「Ⅱ. 会社役員に関する事項」(11頁から12頁)に記載のとおりであります。

【第2号議案】 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏 名
ふじわらてついち
藤 原 徹 一

- (注)1. 法令または定款に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備えるものです。
2. 藤原徹一氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 藤原徹一氏は第1号議案において取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とされております。なお、藤原徹一氏が監査等委員である取締役に就任した場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）を退任する予定です。
4. 上記の補欠の監査等委員である取締役候補者の生年月日及び略歴その他の株主総会参考書類記載事項につきましては、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」に記載のとおりですので、27頁をご参照ください。

(ご参考) 社外取締役の独立性判断基準

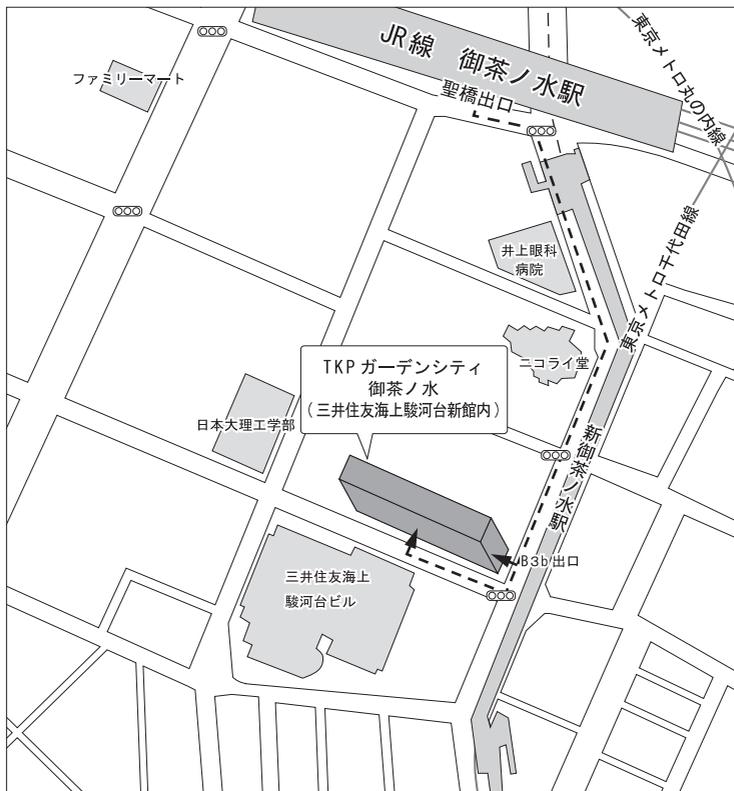
当社は、以下に定めるいずれの事項にも該当しない場合、当該社外取締役は当社に対する独立性を有しているものと判断いたします。

1. 当社又は当社の連結子会社（以下「当社グループ」と総称する。）の大株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者）又はその業務執行者である者（業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人をいう。以下、同じ。）
2. 当社グループを主要な取引先（その者の直近事業年度における年間総収入の2%以上の支払いを当社グループから受けた者）とする者又はその業務執行者である者
3. 当社グループの主要な取引先（当社グループに対して、当社グループの直近事業年度の年間連結売上高の2%以上の支払いを行っている者）又はその業務執行者である者
4. 当社グループの会計監査人又はその社員等として当社グループの監査業務を担当している者
5. 当社グループから役員報酬以外に、多額（過去3年間の平均で年間1,000万円以上）の金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等
6. 当社グループの主要借入先（直近の事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名又は名称が記載されている借入先）又はその業務執行者である者
7. 当社グループから多額（過去3年間の平均で年間1,000万円以上）の寄付又は助成を受けている者又はその業務執行者である者
8. 過去3年間において、上記1から7のいずれかに該当していた者
9. 上記1から8に該当する者が重要な者である場合において、その者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族もしくは生計を一にする者
10. 過去3年間において、当社グループの取締役、執行役員、理事、支配人、使用人、会計参与（法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。）のいずれかに該当していた者の二親等以内の親族
11. 前各号のほか、当社グループと利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外取締役としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区神田駿河台三丁目11番1号
三井住友海上駿河台新館TKPガーデンシティ御茶ノ水
「カンファレンスルーム3F」
電話 (03) 5283—6211



- JR 「御茶ノ水駅」 聖橋出口 徒歩4分
- 東京メトロ千代田線 「新御茶ノ水駅」 B3b出口 直結
- 都営新宿線 「小川町駅」 B3b出口 直結
- 東京メトロ丸の内線 「淡路町駅」 B3b出口 直結